

「手話言語法(仮称)」の早期制定を求める意見書

手話は、音声が届かない、聞こえづらい、音声で話すことができない、話しにくい
ろう者にとって、コミュニケーションをとり、教育を受け、働き、社会活動に参加
し、生活を営み、人間関係を育み、人として成長していくために必要不可欠な言語で
ある。

一見すると、手話は、日本語を手指の動きや表情に変えて表現していると思われる
ことが多いが、日本語に語彙や文法体系があるように、手話も言語としての語彙や文
法体系を有している。

2006年12月に国連総会において採択され、2008年に発効した障害者の権
利に関する条約第2条において、「言語」とは、「音声言語及び手話その他の形態の非
音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知されたほか、2009
年には、政府が内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、同条約が2014年1
月に批准された。

また、2011年8月に改正された障害者基本法第3条には、「全て障害者は、可
能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会
が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところである。

さらに、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、障がい者の意思疎通のた
めの情報確保の施策を義務付けていることから、手話が音声言語と対等な言語（日本
語）であることを広く国民に広め、あらゆる場面での手話による情報の提供・獲得が
行われ、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べるようにするとともに、手
話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮
称）」を制定し、広く国民に知らしめていくことや、自由に手話が使え
る社会環境の整備を国として実現する必要がある。

よって、国会及び政府においては、上記の内容を踏まえた「手話言語法（仮称）」
を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 9月26日